

インド 投資ガイド



For digital copy,
scan the QR code

ASA
Going The Extra Mile

インド進出支援 | M&A | 監査・保証 | 会計 | 労務 | 税務

本稿は、弊社が日頃からお客様のインド進出戦略に対し提供している知見と実務経験に裏打ちされたものです。弊社は会社設立支援やM&A、監査等保証業務、会計、給与計算、税務を専門としています。

また本稿は弊社のお客様および関係者を対象に作成されています。
本稿の内容は2022年1月時点までの情報を元に作成されています。

インド 投資ガイド

インド進出支援 | M&A | 監査・保証 | 会計 | 労務 | 税務



序文

インドでの事業展開に関するガイドブックには、ビジネス環境や経済的機会、経済構造、事業運営に関わる規制環境について幅広く記載されている必要があります。しかしながら、多くのガイドブックは専門用語が多用されていたり、ビジネスパーソン向けというよりは専門知識を取り扱うコンサルタント向けであることが見受けられます。本稿では、インドでの事業計画を立てるために適切な情報が盛り込まれた、より実務的な側面を重視した情報を提供いたします。同時に読みやすく、参照しやすいような構成としており、インド進出において重要な情報や各種規制については網羅した内容となっています。インド進出を計画されている方々にとって、非常に有益な内容となることを約束いたします。

弊社は30年以上にわたって日本やアメリカ、イギリス、ヨーロッパ、オーストラリアなどの外資系企業のインド進出を支援してきた経験があり、より実践的な知見を保有しています。基本的な会社設立からパートナー選定、工場設立、インド国内での買収支援まで、幅広い専門分野を扱っています。

インド進出計画の基本的な概要が決まると、次に取り掛かるのはより具体的な課題です。そういった課題への対処は、将来のリスクへの対応を含め、専門家のアドバイスが必要となります。皆様方のインドビジネスの成功をお祈りすると共に、弊社スタッフ一同、そのお手伝いをさせていただければ幸いです。

CONTENTS

1

インドのビジネスチャンス

1.1	地理情報.....	11
1.2	統計データ.....	13
1.3	政府・規制当局.....	14
1.4	商習慣.....	14
1.5	インドの産業.....	15
1.6	インドと世界.....	17
1.7	インドの消費市場.....	19

2

外国投資方針

2.1	投資概要.....	22
2.2	技術協力.....	22
2.3	知的財産権('IPR').....	23
2.4	インセンティブ.....	24
2.4.1	SEZ.....	24
2.4.2	EOU・EHTP・STP・BTP.....	25
2.4.3	生産連動型優遇策.....	25
2.4.4	スタートアップ.....	27

3

進出形態

3.1	完全子会社.....	32
3.2	ジョイントベンチャー (JV).....	32
3.3	一時的な進出形態.....	34
3.3.1	駐在員事務所 (LO).....	34
3.3.2	プロジェクトオフィス (PO).....	35
3.3.3	支店 (BO).....	36
3.4	その他.....	38
3.4.1	海外機関投資家 (FIIs).....	38
3.4.2	オルタナティブ投資ファンド (AIF).....	38
3.4.3	対外証券投資 (FBI).....	39

4

税務

4.1	法人税務.....	41
4.1.1	インドの税務登録	42
4.1.2	法人税構造	42
4.1.3	特定の国内企業への優遇税率	42
4.1.4	最低代替税 (MAT).....	43
4.1.5	特定の分野/活動への優遇策	43
4.1.6	プロジェクトオフィス/支店の税務	44
4.1.7	資金還流.....	44
4.1.8	租税条約の適用.....	45
4.1.9	組織再編.....	46
4.1.10	移転価格税制.....	46
4.2	駐在員税務.....	48
4.2.1	税務上の居住地.....	48
4.2.2	インドの税務登録	48
4.2.3	課税所得及び税率	49
4.2.4	タックス・イコライゼーション	50
4.2.5	出向.....	50
4.2.6	外国税額控除.....	51
4.2.7	税金の支払い.....	51
4.2.8	確定申告	51
4.2.9	出国関連.....	52
4.3	従業員ストックオプション(ESOPs)	52
4.4	平衡税	53
4.5	関税.....	53
4.6	物品・サービス税 (GST)	54
4.7	物品税	57
4.8	中央売上税 (CST) / 付加価値税 (VAT).....	57

5

規制環境

5.1	初期登録.....	59
5.1.1	事業体.....	60
5.1.2	取締役.....	61
5.1.3	工場設立.....	62
5.2	記録及び報告.....	66
5.2.1	記帳.....	66
5.2.2	監査.....	66
5.2.3	報告.....	67
5.3	会社法記録.....	68
5.4	その他.....	69
5.4.1	雇用法.....	69
5.4.2	競争法.....	76
5.4.3	1999年外国為替管理法 (FEMA).....	76
5.4.4	2006年食品安全基準局法.....	77

6

会社清算

6.1	任意清算.....	79
6.2	強制清算.....	80
6.3	駐在員事務所/支店/プロジェクトオフィスの閉鎖.....	80



インドのビジネスチャンス

インドでのビジネスチャンスをどう評価するかは重要な観点です。

インドは大規模な消費者層を国内に抱えており、一方では幅広い所得格差があります。若手の労働力はスキル開発の課題に直面しています。政府はメイク・イン・インドを推進するも、インフラは依然先進国の基準に達していません。そしてインドは多様な言語や宗教、カースト、食習慣、それに由来する嗜好性の差異が存在します。本稿では、皆様方を悩ませる全ての疑問にお答えすることは叶いませんが、インド進出戦略の立案に必要な規制環境と、進出後の事業展開で懸念すべきコンプライアンスについて解説します。法律に関しては、英国の影響を受けた多くの国々と変わらない点に気づかれるでしょう。インドでの成功のために、知識・経験豊富なコンサルタントがお手伝いいたします。

1.1 地理情報

本土面積	329万平方キロメートル／130万平方マイル
海岸線	7516 キロメートル / 4670マイル
タイムゾーン	GMT + 5時間30分(日本との時差3時間半)
気候	インドには6種類の気候タイプがあります。西は砂漠、北は高山ツンドラや氷河があり、南西部と島しょ部には熱帯雨林が広がる湿潤な地域があります。冬は12月から2月にかけてあり、夏は3月から6月、モンスーンの季節は6月から9月、ポスト・モンスーンの季節は10月から11月となります。

12月から1月にかけての気温は、北部と西部では平均10～15℃、南部と東部では20～25℃程度です。

夏の3月から6月にかけての平均気温は平野部の大部分で32～40℃になります。

サマータイム	なし
海洋/水域	西はアラビア海、南はインド洋、東はベンガル湾に面しています。

Arabian Sea

Bay of Bengal

Indian Ocean



インドの州・連邦直轄領・空港・港湾



Source: Ministry of External Affairs, Survey of India, Indian Ports Association, Airports Authority of India

Map not to scale

1.2 統計データ



人口
1.38 億人
〔全世界人口の
18%〕



農村/都市
69%
農村
31%
都市



平均年齢
29 歳



平均寿命

70 年



雇用

農業 42%
製造業 26%
サービス業 33%



識字率

77.7%



(男性 84.7%
女性 70.3%)

農村部識字率：
都市部識字率
73.5% vs. 87.7% in

宗教

インドは信仰の自由があり
次の通り様々な宗教が
信仰されています。

ヒンディー (79.8%)
イスラム (14.23%)
キリスト (2.3%)
シク (1.72%)
仏教 (0.7%)
ジャイナ (0.4%)



言語

ヒンディー語と英語
が広く使われてい
ます。インド憲法で
は国内で普及する
22種類の言語を認
めており、その他多
くの地域言語や方
言があります。

1.3 政治・ 規制当局

民政

インド憲法は、二院制の議会と、行政、立法、司法の三権分立制を採用しています。

行政制度

行政制度は毎年試験で選考されるインド行政職 (IAS) と呼ばれる公務員の組織を通じて実施・監督されます。IASの職員は民政や政策の決定、内外の紛争管理に携わっています。

立法院と政党

インドは連邦制を採用しており、各州に選挙で選ばれた政府が置かれています。国内に28の州と8か所の連邦直轄領があります。連邦議会はインドの最高立法機関であり、大統領と両院から構成されています。両院のうち一方はラージャヤ・サバー、もう一方はローク・サバーと呼ばれます。

大統領は、憲法においてインド連邦の指導者であり、軍隊の総司令および政府のトップとしての権限を有します。しかし、政府のリーダーは首相であり、首相は大統領に対する最高顧問の地位にあり、連邦閣僚評議会の議長となります。首相は内閣のリーダーであり、閣僚の選任と解任、政府内のポストの割当を行い、内閣の主宰者です。

司法制度- 裁判所 & 裁判

インドの司法のトップは最高裁であり、最高裁判所長官をはじめ、最大31名の判事が大統領に任命されます。次いで18か所の高等裁判所があり、最高裁より下位に位置しますが、最高裁の管理下にはありません。高等裁判所は各州の司法行政のトップに位置します。

1.4 商習慣

英語は法務上およびビジネス上のどちらでもコミュニケーション言語として広く使用されています。インドの伝統的な挨拶はナマステ (手のひらを合わせて指を上に向ける) ですが、ビジネスでの挨拶は握手が一般的です。

インドの商習慣は他のアジア諸国と同様、一般的な階層的構造となっています。会議では、まず一番地位が上の人に挨拶をし、その後は順々に挨拶することが望ましいとされています。会議の冒頭は議題についての話ではなく、一般的な世間話から始まります。

インドの取引先との良好な関係性を築くことも重要ですが、明確なアジェンダを持ち、マネジメント層の配置、知的財産権の取り扱いや所有権、流通やマーケティング計画など、ビジネスにおける重要な課題を全て洗い出すことも重要です。ベンダーや取引先と個人的な関係を築いておくと、いざというときに役立つこととなります。

1.5 インドの産業

インドの主要産業は製薬やIT、サービス、自動車、エンジニアリングです。成長分野にはハードウェアやソフトウェア、通信、建設、電力などがあります。製造業を促進し、その成長を支援するために、政府は直接的な金銭的補助として、特定分野に対する生産連動型優遇策(PLI)を導入しています。

政府の長期的かつ重要な構想は、製造業の成長の促進です。それと並行して、製造業を支える強固なインフラ、物流、公共事業の環境の整備が最重要課題です。このような背景から、政府は今後5年間で1兆4000億ドルを投じ、国内の陸上交通網を拡充するためのインフラ投資政策を発表しています。急成長している産業には、先端工学や製造業におけるデジタル・イノベーション、再生可能エネルギーなどがあります。

産業活動の地域的分布

インドの産業活動は、伝統的に原材料の手配や輸送インフラ(特に港湾設備)において利便性の高い地域を中心に行われてきました。繊維、エンジニアリング、化学などの伝統的産業は、西部のグジャラート州やマハラシュトラ州、南部のタミルナドゥ州、鉱物資源や天然資源の豊富なビハール州やマディヤプラデシュ州の一部で発展しました。この数年で 製造業は分散し、自動車、エレクトロニクス、ITなどの新世代産業がインド全土に誕生しており、特にベンガルール(カルナータカ州)、チェンナイ(タミルナドゥ州)、プネー(マハラシュトラ州)、グルガオン(ハリヤナ州)周辺に多く見られます。

インドの産業地図



*縮尺なし

出典: Department for Promotion of Industry and International Trade
Inland Waterways Authority of India

1.6 インドと世界

外国直接投資 (FDI) 受入動向

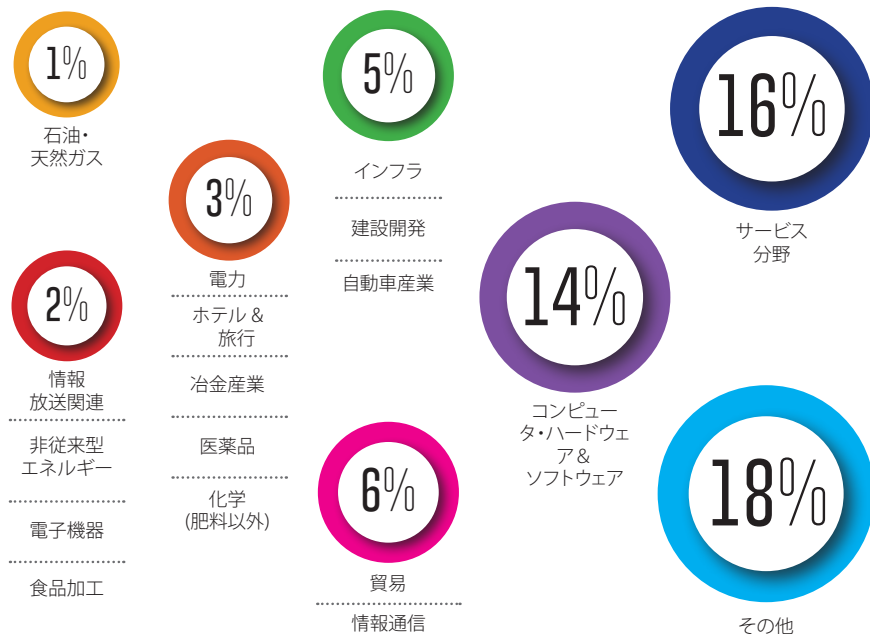
(USD million)

順位	国	2018-19 (4月~3月)	2019-20 (4月~3月)	2020-21 (4月~3月)	累計投資額 (00年4月~ 21年3月)	全体に占 める割合 %
1	モーリシャス	8,084	8,241	5,639	148,350	28
2	シンガポール	16,228	14,671	17,419	115,089	22
3	USA	3,139	4,223	13,823	43,602	8
4	オランダ	3,870	6,500	2,789	36,641	7
5	日本	2,965	3,226	1,950	35,449	7
6	UK	1,351	1,422	2,043	30,254	6
7	ドイツ	886	488	667	12,863	2
8	UAE	898	339	4203	11,193	2
9	キプロス	296	879	386	11,134	2
10	ケイマン諸島	1,008	3,702	2,799	10,335	2
	合計	44,366	49,977	59,636	529,755	-

出典: Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Government of India, June 2021



分野別FDI受入動向



出典: Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Government of India, June 2021

主要貿易国

主な輸出先 (USD 百万)					主な輸入元 (USD 百万)				
国	4月 ~3月 2019	4月 ~3月 2020	4月 ~3月 2021	割合 %	国	4月 ~3月 2019	4月 ~3月 2020	4月 ~3月 2021	割合 %
USA	52,406	53,089	51,623	17%	中国	70,320	65,261	65,212	17%
中国	16,752	16,613	21,187	7%	USA	35,550	35,820	28,888	7%
UAE	30,126	28,854	16,680	6%	UAE	29,785	30,257	26,623	7%
香港	13,002	10,967	10,162	3%	スイス	18,088	16,900	18,231	5%
シンガポール	11,572	8,923	8,676	3%	サウジアラビア	28,479	26,857	16,187	4%
UK	9,309	8,738	8,158	3%	香港	17,987	16,935	15,173	4%
ドイツ	8,902	8,291	8,125	3%	イラク	22,372	23,740	14,287	4%
オランダ	8,813	8,366	6,473	2%	シンガポール	16,282	14,747	13,305	3%
マレーシア	6,436	6,365	6,058	2%	韓国	16,759	15,660	12,773	3%
サウジアラビア	5,562	6,237	5,857	2%	インドネシア	15,850	15,062	12,470	3%

Source: Ministry of Commerce Data, Government of India (Oct 2021)

1.7 インドの消費市場

中産階級の拡大により、インドは2030年までに米国と中国に次ぐ第3の消費市場になることが見込まれています¹。インドの消費支出は2030年までに6兆ドルに達し、消費はGDPの半分以上を占めると予想されています。興味深い点としては、インドの消費傾向は、基本的な必需品の購入から、裁量的な支出へと移行しつつあることです。1995年に39%だった消費者の自由裁量支出は、2025年には70%に達すると予想されています。明確に、自由裁量内の所得が増加しています。インドの消費者行動は、社会的・文化的規範に強く影響され、同じ社会集団の人々の間に強い結びつきがあります。消費者層が非常に多様であるため、各地域を嗜好や習慣が異なる独立した市場として扱うことが望ましいと考えられます。

現代のインドの消費者はデジタルに精通しており、購入前に商品をリサーチし、代替品を調べ、レビューを読み、品質やアフターサービスを確認・比較し、そこから得られる価値を判断する傾向があります。カスタマイズとローカライゼーションは重要であり、インドの消費者はカスタマイズに追加料金を支払います。インターネットへのアクセスも向上し、Eコマースやメディアサービスに対する需要が高まっています。

家族単位の核家族化により、小家族が住宅の購入ではなく賃貸へと移行し、顧客が収入の範囲内でより良い生活を送ることができるようになったのです。これは、ここ数年のシェアードエコノミーの飛躍的な成長にも表れています。インドの家庭においては、農村部でも都市部でも、女性が購買の意思決定をすることが多くなっています。このため、旅行、自動車、電子機器、FMCG、教育など、さまざまな分野で購買傾向が変化しています。

インドで成功を収めた国際的な製品は、現地の嗜好、環境要因、価格帯などに合わせて、一定のローカライズをすることで成功を収めました。¹

¹ Brookings Institution Research



外国投資方針

外国直接投資 (FDI) は、経済発展のための非債務的な資金源として、1991年の自由化以来、一貫して成長を続けています。政治体制にかかわらず、FDIの促進は、国内資本、技術進歩、技能開発を支援し、経済的利益を加速的に増加させるための優先事項であることに変わりはありません。

制限分野 (FDI不認可)

- 賭博事業
- 宝くじ事業
- チット・ファンド
- ニディ会社(互助金融)
- 譲渡可能開発権 (TDRs)
- 不動産業または ファームハウスの建設
- たばこや葉巻の製造
- 鉄道事業
- 原子力事業
- 民間投資の対象とならない事業や分野

特定のセクターにおけるFDIの上限値 (例示)

- 防衛機器産業 (100%) 49%以上は政府承認要
- 保険 (74%以上は政府承認要)
- 通信事業 (49%以上は政府承認要)
- 航空業 (49%以上は政府承認要)
- 農業(100%)
- 単独ブランド小売業 (49%以上は政府承認要)
- 複数ブランド小売業 (政府承認要)
- メディア印刷業 (政府承認要)

2.1 投資概要

FFDIは、原子力や鉄道、宝くじ、タバコ、開発権取引、防衛分野を除く全ての分野で自由に認められています。さらに、小売業、通信、メディア、保険など、分野別に上限が適用される分野もあります。

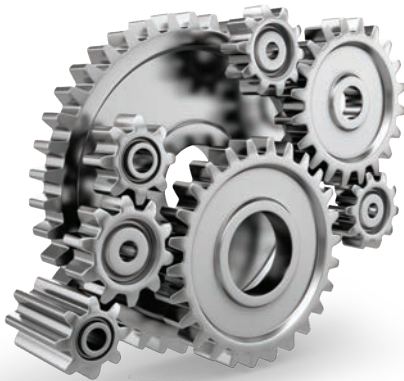
FDIポリシーに基づき、外国人投資家は次の通り投資を行うことができます。

- (i) 上場・非上場企業、公開・非公開企業、有限責任事業組合(LLP)
- (ii) オルタナティブ投資ファンド(AIF)、不動産投資信託(REIT)、インフラ投資信託(Invlts)への投資
- (iii) 不動産のアクイジションや取引

FDI申請を許可する際、規制当局は特にインドへの投資計画における受益権所有者を確認します。インドと国境を接している国、または投資先の受益者がその国に居住している、もしくはその国の国民である場合、そのFDIは政府からの承認が必要となります。

2.2 技術協力

インド企業との技術提携は、インドでビジネスを行う際の一般的な手法であり、インド企業と外国企業の間で締結される海外技術援助契約を通じて、インド国内のベンチャー企業に対し技術提供や完成品の製造及び取引に関するライセンスを付与することができます。FDIは、しばしば海外技術援助契約によって補完され、場合によっては、国境を越えた技術提携により、海外子会社を設立する必要があります。



2.3 知的財産権 (IPR)

知的財産 (IP) とは、著作物が商業的に利用された場合に、その著作物から得られる利益を創作者や所有者が得ることを可能にするものです。知的財産は、以下の7つのカテゴリーに分類されます。

- 特許権
- 工業デザイン
- トレードマーク
- 著作権
- 地理的表示
- 集積回路設計
- TRIPS協定に基づく未公開情報・営業秘密の保護

インドは世界貿易機関 (WTO) のメンバーであり、そこでは一定の知的財産保護が確保されています。また、ベルヌ条約やブダペスト条約、マドリッド条約、パリ条約、特許協力条約 (PCT) など、インドが署名したさまざまな国際的な知的財産協定によっても、知的財産の保護は確保されています。しかし、インドはハーグ協定には加盟していません。

IPR保護

インドは様々な条約に加盟していますが、以下のような対策をとることが望ましいと考えられます。

- 著作権は、商工省産業国内取引促進局 (DPIIT) 管轄の著作権局に登録する必要があります。
- 特許は、1970年特許法、2003年特許法、2016年特許規則および改正規則に基づいて、商工業省特許・デザイン・商標庁長官の権限で登録されています。
- デザインは、2000年デザイン法および2001年デザイン規則に基づき登録する必要があります。
- 商標は、1999年商標法、2002年及び2017年商標規則に基づき特許・デザイン・商標総局 (DIPP) の下で登録する必要があります。



2.4 インセンティブ

インド政府は、国内に高品質な製造業のためのナレッジセンターや専用クラスターを作る事に注力しています。事業者がインドでのビジネス機会を模索する上で、それを推進する分野別のインセンティブが導入されています。

2.4.1 SEZ

経済特区 (SEZ) は、インド国内の製造業を活性化し、輸出を増大させ、雇用を創出させます。SEZの製造業者とSEZ内の事業者は、優れたインフラとサポートサービスに支えられたスムーズな運営体制による恩恵を受けることができます。経済特区と経済特区内の事業者には、所得税と関税法の下で財政的優遇があり、輸出志向の産業に適しています。SEZに属するメーカーは、インドで製品を製造するために、優れたインフラ、港や空港への簡便なアクセス、輸送、免税での輸出入、安価で優秀な人材等のメリットを利用することができます。

2.4.2 EOU・EHPT・STP ・BTP

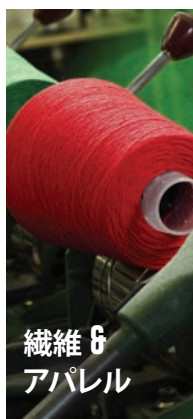
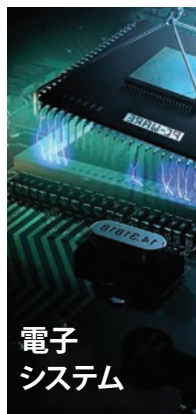
全ての商品とサービスを国外へ輸出することを計画している事業者(国内市場での許容販売を除く)は、修理や再製造、修繕、サービスの提供を含む商品の製造のために、輸出志向事業者スキーム (EOU)、電子ハードウェア・ハイテク工業団地スキーム (EHPT)、ソフトウェア・ハイテク工業団地スキーム (STP)、バイオ・ハイテク工業団地スキーム (BTP) の下で恩恵を受ける事ができます。

2.4.3 生産連動型 優遇策

インド政府は、生産連動型優遇策 (PLI) のもと、包括的な財政的インセンティブ制度を導入しており、売上の増加に応じて明確かつ直接的なインセンティブを提供しています。この制度は、国内の製造業を活性化させ、対象分野への大規模な投資を誘致することを目的としています。この制度は、インド国内外からの投資を促進するものです。この制度の特徴は、簡潔な計算式と定義された条件によって、インセンティブが計算されます。インセンティブは売上高の4~15%で、基準年が定められています。



PLI対象の産業分野



2.4.4 スタートアップ



スタートアップ企業とは、通常、将来的に需要が見込まれる製品やサービスを開発することを目的とした、アーリーステージの企業を指します。これらの企業は一般的に高コストでスタートし、収益は限定的かゼロであるため、初期の支援と資本は試運転や事業計画の改善、主要な人材の雇用、パートナーや投資家の出資比率を調整するために極めて重要です。

スタートアップ・インディアは、将来を担う企業の成長を促す強力なエコシステムを構築し、持続可能な経済成長を促進し、大規模な雇用機会を創出することを目的としたインド政府の主要構想です。

スタートアップとしての適格性:

- 設立から10年以内の企業
- 設立/登記以来のいずれかの会計年度の売上高が10億ルピーを超えていないこと。
- 製品やプロセス、サービスの革新・開発・改良に取り組んでいる企業、または雇用創出や富の創出が期待できる拡張性のあるビジネスモデルである企業。

既存の事業を分割または再構築して設立された事業体は、「スタートアップ」とはみなされないものとします。

スタートアップへの恩典

- 各種法令遵守の自己証明書
- 3年間の所得税免除。キャピタルゲイン課税の免除 繰越欠損金の繰越規定の緩和
- 特許出願費用の80%還元によるIPR保護
- 証約手付や以前の売上高、政府入札の前歴の免除
- オルタナティブ投資ファンドを通じた投資
- 2016年倒産・破産法に基づいて90日以内に簡便な会社清算を行うことができます。

これらの特典を利用するためには、商工省産業国内取引促進局 (DPIIT) からスタートアップ企業として認定される必要があります。



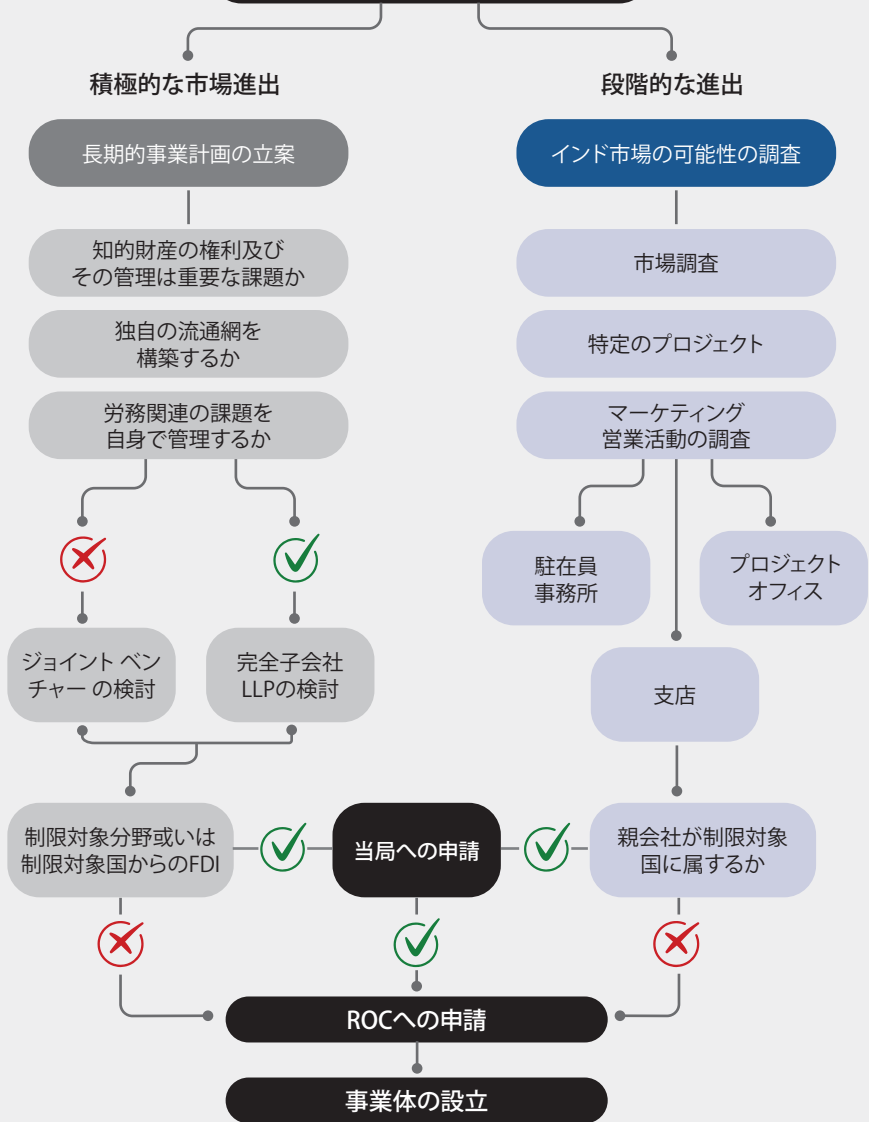
進出形態

インドでビジネスを行うのに適した形態は、短期および長期の事業計画、事業活動の性質、投資の規模、税務および法的責任によって判断することができます。





インド市場への進出計画



外国企業がインドで事業を行う場合の代表的な形態は次の通りです。

企業体	非企業体
ジョイントベンチャー (JV)	プロジェクトオフィス (PO)
完全子会社 (WOS)	駐在員事務所 (LO)
有限責任事業組合 (LLP)	支店 (BO)

企業体はコンプライアンスを確実に管理でき、本社への影響の発生を抑えることができます。しかし、外国企業がまだ現地法人を登記することを決めていない場合、駐在員事務所や支店、プロジェクトオフィスなどの本社機能の拡張としての形態や、代理店や卸売業者を任命するなどの取引上の取り決めによって、現地に拠点を置くことができます。

インドでは企業は公開と非公開企業に分けられます。非公開企業は株式または保証による制限を受けることが有ります。前者の場合、従業員の個人的な責任は株式申込時の未払金額に限定され、後者の場合、責任は事前に決められた指定額までとなります。また、無限責任会社を設立することもできますが、これは稀な事例です。

非公開会社 VS 公開会社

項目	非公開会社	公開会社
従業員数	最低2名 最大200名	最低7名 上限無し
取締役数	最低2名 最大2名	最低3名、上限無し
授權資本枠	最低基準無し	最低基準無し
株式引受	一般からの株式引受は不可	一般からの株式引受が可能
株式の譲渡可能性	付属定款により規定される	自由に譲渡可能
定足数	最低2名の個人が出席 法人株主の場合、任命された代表者が出席可能	個人が出席する場合: <ul style="list-style-type: none"> 株主が1000人未満の場合は5人 株主が5000人未満の場合は15人 株主が5,000名以上の場合は30名 法人株主の場合、任命された代表者が出席可能

有限責任事業組合 (LLP)

LLPはハイブリッド型の進出形態で、有限責任のパートナー間の企業体です。LLPは、組合員が相互に合意した条件に基づき、柔軟に組合組織を編成することができます。LLPは、非公開会社と同様に、明確な法人格を持つ企業体です。LLPは2008年LLP法によって管理されています。LLPへの直接投資は、100%FDIが認められている分野でのみ可能です。

3.1 完全子会社 (WOS)

完全子会社(WOS)とは、親会社が資本金の全額を保有する子会社です。しかし、WOSを設立するには、法的手続き上、インドでは最低2名の株主が必要です。

非公開会社(Pvt Ltd)には、公開会社と比較して、コンプライアンス要件が少ないという利点があります。同じく、この進出形態は、出資者に対しインド事業の最高度の管理・監督をもたらします。非公開会社として設立された外国企業のWOSは、国内企業またはLLPと同等に扱われ、インド法人に適用されるすべての規制と利点はWOSに等しく適用されます。

産業分野別のFDI上限や特定の制限により、事前に政府当局からの承認が必要な場合を除いて、自動承認ルートでの設立が可能です。

3.2 ジョイント ベンチャー (JV)

JVは、インド側パートナーが持つノウハウや販売チャネル、資金源、ビジネスにおけるコネクションの活用に関心を持つ企業が好む進出形態です。JVを評価する際に、いくつかの重要な問題を考慮する必要があります。

- 提携条件
- 出資比率
- 経営陣の構成
- 支配権の譲渡と変更
- 解散条件
- 技術的ノウハウ
- 特許・オーナーシップ

インドでは、JVに関する個別の法律は制定されておらず、国内企業やLLPに適用される法律がJVにも同様に適用されます。一般的には、他国と同様、JVは2名の当事者(個人または会社)がインドで会社を設立するために参加します。JVの経営と運営は、株主間契約で決められた条件に影響されます。

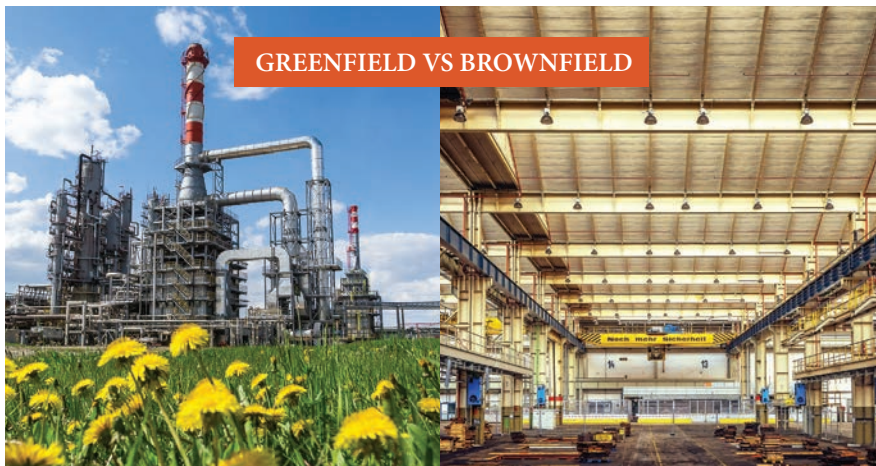
インド側パートナー企業候補に関する理解

インドのパートナーは、3年から5年の事業計画を見て、投資のリターンを測定し、検討しています。

インドのパートナーは、継続的な利益のリターンではなく、短期間での投資回収を目指す可能性があります。

インドのパートナーは交渉の迅速化を目指します。インドは トップダウンで仕事をするため、インドのパートナーは即座に決定を下す準備ができており、特定の国の ダウンアップを理解することが難しい傾向にあります。

取締役会および取締役会長の任命、CEO、マネージングディレクターおよびCFOの任命、将来の支配権の移動に伴う問題、競業避止義務など、経営管理に関する問題について詳細に決定します。



工場移転や既存インド企業の市場シェア、評判、サプライチェーンの恩恵を受けたい事業者は、新たな資本の発行や既存株主の株式譲渡による買収を選択することができます。RBIは既存株主の外国企業への株式譲渡の自由を認めていますが、多くの地域で一般的なように、一定の条件を遵守する必要があります。また、特定の分野において、公開会社の株式を取得する場合、監督官庁の事前承認が必要となる場合があります。長年にわたり、国内企業の拡大、合併、統合、買収を規制してきた制限条項は大幅に削除されました。

3.3 一時的な 進出形態

事業者がインド市場の試験的進出や単発のプロジェクトの実施を検討している場合、駐在員事務所、プロジェクトオフィス、支店を設立することも一時的かつ柔軟な選択肢のひとつです。これらはすべてインドにおいて外資系企業の延長とみなされます。

3.3.1 駐在員事務所 (LO)



LOは、本社(HO)とのコミュニケーション・チャンネルとして機能するビジネスの場です。LOは、直接・間接を問わず、いかなる商業・貿易・産業活動も行うことはできず、HOから受け取った資金で維持しなければならないことに注意してください。駐在員事務所の設立には、通常、直近3年間の自国での実績と5万米ドル以上自己資本が必要とされます。

活動内容

- インドにおける親会社/グループの代理人
- インドとの輸出入の促進
- 親会社/グループとインド現地企業との技術的または財政的な強力な促進
- 親会社/グループとインド現地企業との間のコミュニケーション・チャンネル

設立プロセス

LOは通常、自動承認ルートで設立が許可されますが、特定のケースではRBIの事前承認が必要です。その後、会社登記局(ROC)からインドでの事務所開設の証明書を取得し、登記先の州の警察に報告する必要があります。この手続きは、案件の内容にもよりますが、通常、申請から4~6週間かかります。

LOは、認可された活動内容に違反しない限り、インドでは非課税となります。LOは通常3年間の認可を与えられ、長ければさらに3年延長できます。LOは毎年RBI/ROCに報告し、当局はLOが認可された活動に違反していないかどうかを厳しく審査します。

3.3.2 プロジェクト オフィス (PO)



PO とは、インドでプロジェクトを実行する外国企業を代表するインドの事業所であり、駐在員事務所は含まれません。外国企業は、インドにおけるプロジェクト実行の契約を次の条件でインド企業と締結していれば、インドにプロジェクトオフィスを開設することができます。

- プロジェクトが海外からの送金によって直接資金調達される場合
- 二国間または多国間の資金援助を受けているプロジェクトである場合
- プロジェクトが適切な当局によって承認されている 場合
- 発注者であるインドの企業・団体が、当該プロジェクトのためにインドの公的金融機関や銀行から借入を受けている場合

活動内容

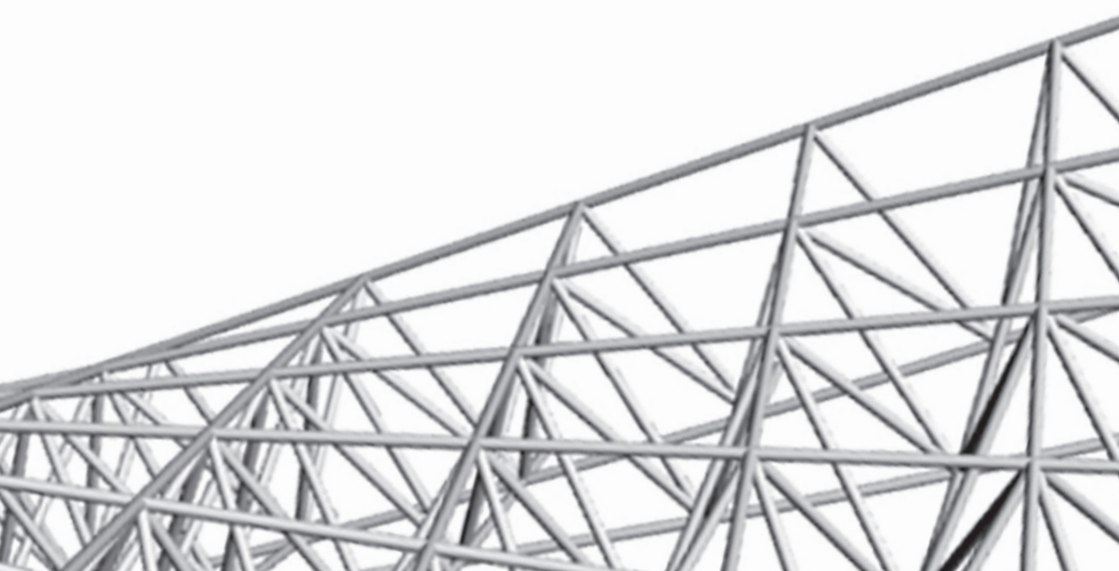
POは特定のプロジェクトのみに限定して活動が認可されています。

設立プロセス

POは通常、自動承認ルートで許可されますが、特定の場合にはRBIの事前承認が必要となります。

その後、ROCからインドでの事務所開設の証明書を取得し、登記した州の警察に報告する必要があります。設立には、案件の内容にもよりますが、通常、申請から4～6週間かかります。

POは、インドにおける外国企業の一部とみなされ、国内企業よりも高い税率で課税されます。POはプロジェクトの期間中は存在し続け、その後、本書で後述するプロセスに従って必然的に閉鎖されます。



3.3.3 支店 (BO)



外国企業は、本国での直前5会計年度の収益実績と10万米ドル以上の自己資本があれば、BOを設立することができます。本社の代わりに貿易や商取引などを行うために、支店の設立が検討されます。

活動内容

- 物品の輸出入
- コンサルティング又は専門サービスの提供
- 親会社の活動に関連する調査活動
- 親会社/グループとインド現地企業の技術的または財政的協力の促進
- インドにおける親会社の代理人、およびインドにおける売上の代行
- 親会社またはグループが提供する製品に関するソフトウェア開発技術サポートなどの情報技術に関するサービス
- 国際航空・海運会社

設立プロセス

支店の設立にはRBIの事前許可が必要であり、RBIはインドで実施予定の活動内容を詳細に調査します。その後、ROCからインドでの支店設立の証明書を取得し、登記した州の警察に報告する必要があります。設立には、案件の内容にもよりますが、通常、申請から4～6週間かかります。

BOはインドにおける外国企業の一部とみなされるため、国内企業より高い税率で課税されます。

進出形態の比較

	完全 子会社	Jジョイント ベンチャー	駐在員 事務所	プロジェ クト オフィス	支店	有限責任 事業組合
特徴	外国企業が完全に株式を保有する子会社	2社もしくはそれ以上の会社が株式を保有する会社	営業活動の権利を持たない代表事務所	特定のプロジェクトのためのオフィス	親会社に代わり営業活動を行う	有限責任かつ柔軟なパートナーシップ
オーナー シップ	外国企業の完全子会社/ホールディングス構造の一部	他社とのオーナーシップの分割	外国親会社の一部に属する			パートナー 同士
運営体制	取締役会	株主間契約に基づき決定	外国親会社による			パートナー 同士
企業責任	親会社は子会社へ出資した場合のみ責任を負う	出資比率に応じる	親会社が責任を負う			パートナーにより異なる
税率	15/25% ++	15/25% ++	非課税	40% ++	40% ++	30% ++
重要な要件	事前承認または自動承認	事前承認または自動承認	AD銀行/RBIからの事前承認	自動承認またはAD銀行/RBIからの事前承認	AD銀行/RBIからの事前承認	承認または自動承認
	インドオフィスの所在					
	取締役の任命(最低1名は居住者)	特定の代表者		居住者		2名が任命(最低1名は居住者)
設立期間	4 - 6 週間					3 - 4 weeks

RBI - インド準備銀行, AD Bank - 承認取引銀行

3.4 その他

3.4.1 海外機関投資家 (FIIs)

FIIとは、インドの金融市場に投資する外国企業を指します。FIIには、年金基金、投資信託、資産運用会社またはその委任状保有者（一任および非一任のポートフォリオ管理サービスを提供する者）が含まれます。FIIは、インドの証券取引所に上場している、または上場予定の企業の株式やその他の金融商品を含む、発行市場および流通市場で取引される全ての証券に投資することができます。

全てのFIIは、市場に参加するためにインド証券取引委員会（SEBI）に登録する必要があります。SEBIはFIIに登録を許可する際、FIIの実績、専門的能力、財務健全性、経験などを考慮します。SEBIへの登録を希望するFIIは、居住国の証券委員会または株式市場規制機関からの登録を受けている必要があります。SEBIの登録とRBIのFIIに対する通常の許可は5年間で、その後さらに5年間の更新が可能です。

3.4.2 オルタナティブ 投資ファンド (AIF)

AIFは、株式や債券などの一般的な投資とは異なります。AIFは、洗練された個人投資家から資金を集め、私的にプールされた投資ファンドです。

インドにおけるAIFは、会社や有限責任事業組合（LLP）、法人、信託として設立することができます。インド証券取引委員会（SEBI）は、オルタナティブ投資ファンドを3つのカテゴリーに大別しています。

カテゴリ I	カテゴリ II	カテゴリ III
ベンチャーキャピタルファンド	プライベートエクイティ(PE) ファンド	ヘッジファンド
エンジェルファンド	不動産ファンド	パイプ (PIPEs)
中小企業(SME)ファンド	ディストレス資産ファンド	
ソーシャルベンチャーキャピタル ファンド	デット・ファンド	
インフラファンド	ファンド・オブ・ファンズ	



3.4.3 外国ポート フォリオ投資 (FPI)

FPIとは、投資家が自国以外の資産や証券を保有する投資形態であり、株式、債券、上場投資信託 (ETF)、投資信託など、さまざまな投資形態があります。これは、投資家が海外の経済市場に参加する一つの方法です。インドでは、外国ポートフォリオ投資は、SEBIによって規制されています。

投資可能対象 (上場証券のみ可、非上場でもインフラ債可)



株式投資
信託



債券
(政府、企業)



オルタナティブ
投資ファンド



株式・通貨 金利
デリバティブ

投資制限

- 単一のFPIまたはFPIグループによる企業の株式への投資は、その企業の発行済み資本の10%未満でなければなりません。
- 国債 - 発行済株式の6%相当
- 社債 - 発行済株式の15%相当額
- デリバティブは個別に制限が制定



稅務



4.1 法人税務

現在の所得税制度では、納税者の居住形態に基づいて課税されます。居住者は全世界の所得に対して課税されますが、非居住者はインドに関連する、またはインドを源泉とする所得に対して課税されます。

現在、インドの課税年度は4月1日から3月31日となっています。所得が発生した会計年度を前年度として、その翌年の会計年度を評価年度と呼び、所得の詳細について申告を行います。

4.1.1 インドの 税務登録

インドでビジネスを行う企業は、税務登録、すなわちPAN(納税者番号)を取得することが義務付けられています。また、インド国内の顧客と取引を行う納税者(居住者、非居住者とも)には、源泉徴収税の優遇措置が適用されます。

PANの他に、特定の支払いに対する源泉徴収の要件を満たすために、源泉徴収番号(TAN)を取得する必要がある場合もあります。

4.1.2 法人税構造

法人所得税の現行税率

(率%)

所得 (INR)*	売上高 INR 40億以内 FY2019/20		その他 国内企業		外国企業	
	基本	実効**	基本	実効**	基本	実効**
1000万 以下	25	26	30	31.20	40	41.60
1000万 以上 1億 以下	25	27.82	30	33.38	40	42.43
1億以上1	25	29.12	30	34.94	40	43.68

* 課税所得1000万ルピーを超える場合のみ、課徴金10%が課税

** 実効税率は課徴金と健康教育目的税を含む

4.1.3 特定の 国内企業への 優遇税率

製造業を営む国内企業(2019年10月1日以降に設立され、2023年3月31日までに生産を開始する企業)は、最も低い基本税率である15%を適用することができます。同様に、製造業以外の国内企業は、22%の基本税率を 選択することができます。この税制の適用を受けるには、これらの企業が税制上の優遇措置やその他の類似の恩恵を受けないことが条件です。また、上記の基本税率に加え、課徴金やその他の税も課税されます。

4.1.4 最低代替税 (MAT)

MAT制度は、利益を出している企業が政府に対して最低限の法人税を納めることを目的としています。したがって、概念的には、MATの規定は、通常の税制で支払うべき税金が、帳簿上の利益の15%未満である場合にのみ適用されます。



居住者や非居住者であるPEを問わず、全てのカテゴリの納税者へ適用されます



企業が15%/22%の特別な税率を適用した場合MATは適用されません。



交換可能な外国為替でのみ収益を得る国際金融サービスセンター(IFSC)には、より低い9%の税率でMATが適用されます。

4.1.5 特定の分野/ 活動への 優遇策

インドでは、既存の事業体や新たに設立された事業体に対して、さまざまな税制優遇措置が設けられています。優遇措置は、次のような大まかなカテゴリーに基づき、全体的または部分的な税制優遇が適用されます。

次の属する事業体	次に関連する特定の活動	特定の産業の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済特区 ・ インド北東部の特定地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格とされた研究開発費に対する優遇 ・ 新たな人材の採用 ・ 生分解性廃棄物の収・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ・電力設備 ・ 石油・ガス ・ コールドチェーン・倉庫管理 ・ 病院 ・ 肥料の生産 ・ 比較的低価格な住宅プロジェクトのスキーム ・ ホスピタリティツーリズム

適格基準はそれぞれのケースで測定され、多くの場合、内的/外的な認証を含むコンプライアンス条件を満たすことが必要となります。

4.1.6 プロジェクトオフィ ス/支店 の税務

プロジェクトオフィスと支店 (PO/BO) は、海外の事業者がインド国内へ拡張されたものです。従って、税務上、PO/BOは外国企業の恒久的施設 (PE) とみなされ、外国企業に適用される税率で課税されます。

4.1.7 資金還流

配当や自社株買いは基本的に剰余金の分配を意味しますが、ロイヤルティや技術サービス料、利息などの手段はインド法人における費用項目であるため、実質的な商業上の考慮があるか、適切に作成された文書に裏打ちされることが望ましいです。

しかし、配当は、それぞれの租税条約や最恵国待遇により、優遇税率が適用される可能性があるため、配当の方が好ましいとされています。例えば、オランダの株主の配当所得は、オランダの最恵国待遇により、5%の軽減税率が適用されます (インド・オランダ間の条約では10%)。

支払利息は税法上損金算入され、20%の軽減税率または各条約に定められた税率のいずれか低いほうの税率が適用されます。外貨建の貸付金に対する支払利息は、5%の軽減税率が適用されます。



ロイヤルティと技術サービス料(FTS)も、支払者の元で控除が可能な項目です。ロイヤルティは特許、著作物、天然資源、フランチャイズなどの無形資産の使用に対する対価であり、FTSはコンサルティング、管理、IT、トレーニングなどのサービスに対する対価です。インド国内で使用されるロイヤルティ/FTSは、基本税率10%で課税されます。租税条約により、ロイヤルティ/FTSの範囲、適用範囲、税率が制限される場合があります(特に最恵国待遇が付与されている場合)。

参考までに、インドは85か国以上と租税条約を結んでいます。

特定の租税条約に基づく税率(通常)

(率%)

国	配当	利息	ロイヤリティ/FTS
中国	10	10	10
フランス	10	10	10
ドイツ	10	10	10
日本	10	10	10
韓国	15	10	10
オランダ	10	10	10
シンガポール	10/15	10/15	10
UAE	10	5/12.5	10
UK	15/10	10/15	10/15
USA	15/25	10/15	10/15

4.1.8 租税条約の適用

非居住者である受取人は、課税対象と税率の両方において、この条約に基づく恩恵を利用することができます。このような恩恵は、非居住者がインドで稼得したロイヤルティや利子、FTSのような所得に適用されます。このような場合、非居住者は、現地の税務署が発行するTRC(居住者証明者)や、インド特有の要件であるForm 10F(現地での税務登録の詳細)により、自国での税務上の居住地を証明する必要があります。インドの法律では規定されていないが、納税者は非居住者の受取人がインドでPEを保有していないことを申告することが望まれています。

4.1.9 組織再編

グループ内再編は、類似事業の統合、非中核資産・事業の売却、出資者の持株の再調整、家族間合意、後継者育成などの理由で行われるものです。事業の再編成（税制中立のものを除く）において、海外グループのインドの資産が直接的、間接的に変更された場合、キャピタルゲインが発生し、インドにおいて課税される可能性があります。例えば、共通の親会社を持つグループ会社間の株式保有再編成や、家族間の和解を目的とした信託への株式譲渡など、譲渡主体に不動産や所得が発生しない日常的な株式保有再編成も、インドのキャピタルゲイン課税の対象となりえます。

非上場企業の場合、キャピタルゲインは、事業再編の結果、直接または間接的に譲渡される株式の公正価値（FMV）を使って計算されます。このFMVは、キャピタルゲインを計算する際に、非上場株式が純資産価値（NAV）より低く評価されないようにするための防止策です。

また、インドの非公開企業で実質的な議決権を持つ所有者が変更された場合、将来の利益に対して繰り越せる事業損失の額が制限されることがあります。

4.1.10 移転価格税制

移転価格税制は、インドで課税所得を得る法人、非法人、居住者、非居住者など、すべてのカテゴリーの納税者に適用されます。インドの移転価格税制は、経済協力開発機構(OECD)のガイドラインに基づいています。

この制度は、基本的に、取引の当事者の一方または両方が非居住者である関連会社間で行われる取引、第三者とのみなし国外関連取引、特定の国内取引を対象としています。対象となる取引については、網羅的かつ具体的な範囲で定められています。

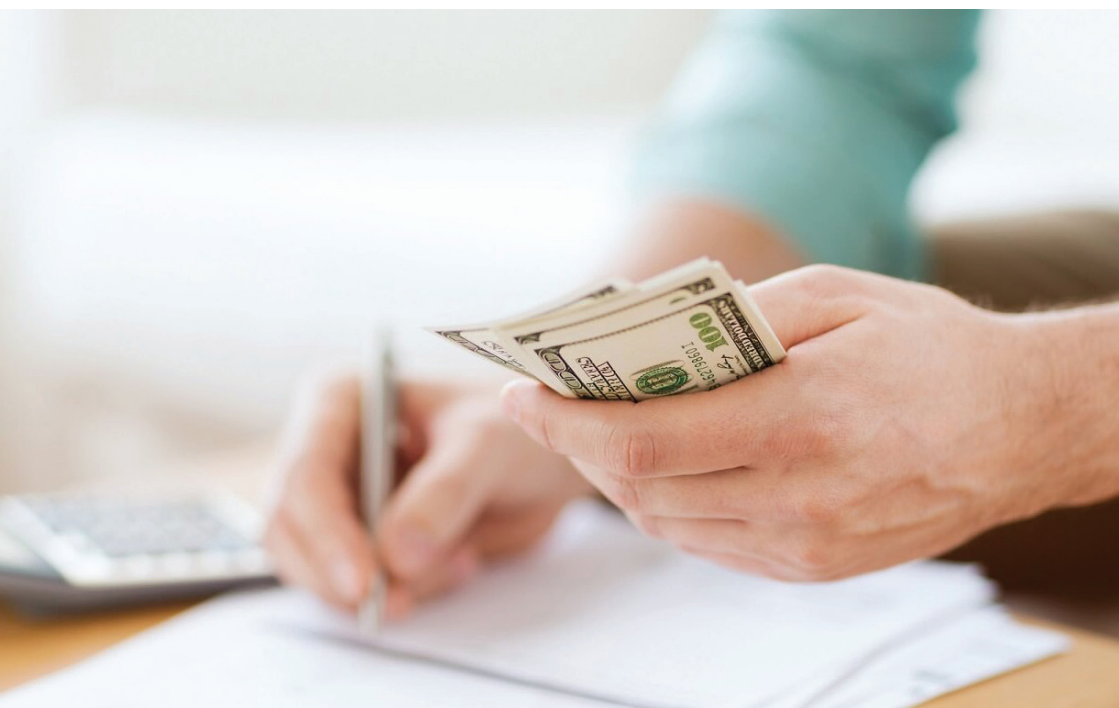
- 有形・無形固定資産の売却、購入またはリース
- サービスの提供
- 費用分担契約
- 金銭貸借
- その他、当該企業の収益、利益、損失または資産に影響を与える取引

独立企業間取引 (ALP) について立証する第一の責任は、納税者にあります。この責任は、移転価格税制に係る規則で規定されている書類を保持することで効果的に果たされます (関連者間取引の総額が1,000万インドルピー以上の場合)。この書面は、監査、評価、紛争解決の段階で、税務当局の要求に応じて提示する必要があります。また、この文書が整備されていない、整備が遅れている、あるいは不正確である場合には、厳しい罰則が科せられます。

納税者は年次の確定申告書を提出する前に、関連会社間すべての国際取引または特定の国内取引について会計士による報告書を提出することが義務付けられています。この報告書は、会計帳簿に基づく関連会社間取引の価額を証明し、納税者が保持する文書および裏付けの情報に基づいて、独立企業間価格を記載するものです。

また、OECDのBEPS行動計画の行動13の規則に基づき、マスター・レターと国別報告書 (CbCR) を提出することが求められています。この報告書の作成にはしきい値が定められています。

また、TP規則では、セーフハーバールールや事前確認制度 (APA) を通じて、TPの確実性を得るための手段を提供しています。また、セーフハーバールールや事前確認制度 (APA) などにより、TPの確実性を確保する手段も用意されています。



4.2 駐在員税務

インドにおける外国人駐在員の課税は特殊であり、特別な注意を払う必要があります。租税条約を理解することが不可欠です。駐在員税務は、通常の居住者（OR）が全世界の所得に対して課税されるのに対し、非居住者（NR）または非通常の居住者（NOR）は、インドを源泉とする所得またはインド発生したとされる所得に対してのみ課税されることが定められています。

4.2.1 税務上の居住地

様々な税制において実施されている通り、関連する会計年度中にインドで過ごした日数が居住者か非居住者かを決定する第一条件とされています。その滞在が182日以上であれば居住者とみなされ、そうでなければ非居住者とみなされます。次に当該居住者が通常の居住者（OR）から非通常の居住者かを決定します。インドに滞在する目的は居住ステータスの決定に影響しません。

居住ステータスを正確に把握することは、課税範囲や確定申告での開示範囲を決定する上で非常に重要です。

4.2.2 インドの税務登録

インドで課税対象となる所得を得ている外国人、またはインド法人で取締役の地位にある外国人は、インドでPANを取得する必要があります。PANの申請はオンラインまたは実地で行われ、居住証明書と身分証明書（インド国外に住所がある場合はアポスティーユ/公証を取得）を提出する必要があります。PANは通常、申請から15日以内に割り当てられます。



4.2.3 課税所得及び 税率

インドで提供されたサービスに関して受け取った報酬や得た所得はインドで課税されます。関連する会計年度中に183日未満しか滞在していない外国人駐在員については、インド法人または外国人雇用主のインドにおけるPEが給与を費用として請求しない限り、関連する条約によりインドでの税の免除を受けることができる場合があります。

海外駐在員の場合、インドでの報酬は一般的に給与という形で支払われ、これには基本給、手当（ハードシップ手当、住宅、休暇、旅費など）、宿泊施設、車、クラブ施設などの報酬や役得が含まれています。現金の部分はすべて個人のもとで課税され、特定の役得（宿泊施設、運転手付きの車など）はみなし課税されます。

税率は、課税所得に応じて決定されます。この税率は、納税者が、通常、それぞれが利用できる免除や控除を選択しなかった場合に適用されます。

税率 (FY 2021-22)

所得範囲 (INR)	基本制 (%)	選択制 (%)
250,000まで	Nil	Nil
2,50,001-500,000	5	5
5,00,001-7,50,000	20	10
7,50,001-10,00,000		15
10,00,001-12,50,000	30	20
12,50,001-15,00,000		25
15,00,001以上		30

このように計算された税金には、最高37%の課徴金と4%の追加の税が加算されます。課徴金は500万インドルピーまでの所得に適用されます。

4.2.4 タックス・イコライゼーション

タックス・イコライゼーションとは、国際企業が外国人社員に対して広く採用している制度です。これは、比較的税金の高い地域に派遣された従業員が不利にならないようにするための仕組みです。税率や追加的な所得(役得など)の課税対象によって、課税対象が高くなる可能性があります。

雇用主は、差額の税金とそれに伴う追加報酬から生じる「税金に対する税金」を埋めるために、追加報酬を提供することによって報酬を「均等化」します。完全な均等化は、被雇用者のネット給与(手取り)が自国と対象国の両方の地域で同一である場合に達成されます。

金銭的、非金銭的な所得は計算しやすいですが、ストックオプションや譲渡制限付株式などの非現物的な所得は、雇用者と被雇用者の間で報酬の均等化を交渉する際に想定することが困難です。一般に、派遣契約や雇用契約では、このような項目は別途規定されます。

4.2.5 出向

グローバル企業は、主にインド法人におけるグループの実務や方針を標準化する目的で、特定の業務を遂行する社員を海外に派遣することがあります。これらの社員は、上級管理職としてインド法人の管理・運営のもとで働いています。インドで提供されるサービスに対して、彼らは現地で報酬を受け取りますが、海外の主たる雇用主との雇用関係(社会保障目的など)は引き続き保持されます。管理上の理由から、そのような外国人従業員への報酬の支払いは海外法人が行い、インド法人はそれを払い戻す場合もあれば、そうしない場合もあります。

近年の傾向として、出向の取り決めが明確化されておらず、文書化も不十分な場合において、インドの税務当局から疑念視されることがあります。このような取り決めは、サービスを提供するものとみなされ、あるいは海外の親会社の恒久的施設(PE)とみなされ、最終的にインドで多額の税金請求や裁判を引き起こしてきました。

複数の要素が絡みますが、従業員が海外の親会社での雇用を維持しながらも、出向期間中は海外の親会社のために働いていないことを証明するために、適切な文書を維持することによって、既知の要素によるリスクを軽減することは可能です。このことは、赴任/派遣証明書、インド法人と海外親会社の間の出向契約、インド法人と出向者の間の雇用契約によって証明することができます。

4.2.6 外国税額控除

インドが二重課税回避協定 (DTAA) を締結している国の居住者である個人は、一方の国での課税を免除するか、居住国で支払った税金を控除するために租税条約の恩恵を利用することができます。租税条約 (DTAA) を締結しているインドの納税者は、租税条約の恩典を利用し、一方の国での課税をなくすか、または居住国で支払った税金を控除することができます。インドと駐在員の居住国との間にDTAAが存在しない場合、二重課税の救済は、インドの平均税率で課税された外国所得の金額を上限として利用可能です。

4.2.7 税金の支払い

予定納税制度では、1年間の納税額を見積もり、6月15日 (15%)、9月15日 (30%)、12月15日 (30%)、3月15日 (25%) の4回の四半期ごとに納税を行うものです。この方法は、フリーランサーやコンサルタントに適用され、税金を確認し納付する責任は海外駐在員にあります。

源泉徴収の仕組みは、雇用されている海外駐在員にも適用されます。ここでは、駐在員本人の代わりに雇用主が税金を源泉徴収し、毎月当局へ納付することが義務付けられています。インドでは、これは一般にTax Deduction at Source (TDS:源泉徴収税)と呼ばれています。

4.2.8 確定申告

会計年度中にインドで稼得され課税対象となった金額は、所得申告によってインドの税務当局に報告する必要があります。

4.2.9 出国関連

インドを出国する前に、税務当局から未納税金がないことを証明するNOC（異議なしの証明書）を取得することが義務付けられています。この証明書は、インドに120日以上滞在している場合に必要です。

4.3 ESOPs

従業員ストックオプション制度（ESOP）は、体系的に会社の株式の所有権を従業員に与える福利厚生の一環です。従業員は、割引価格で会社の株式を購入することができます。このような従業員株式購入プラン（ESPP）と制限付き株式ユニット（RSU）などの制度は、異なる法域で提供されているESOPの類似した形式です。現行の税法では、ESOPに課税する際のポイントは2つあります。

- オプション行使時に給与所得として課税。このとき、行使日の市場価格と行使価格との差額は、従業員への雇用給付に課税されます。
- その後、オプションが売却されると、売却価格と行使価格の差額がキャピタルゲインとして課税されます。キャピタルゲインの税率は、基本的に保有期間と株式の上場・非上場によって異なります。



4.4 平衡税

平衡税はデジタルサービス税(DST)のインド版です。この税金は、10万インドルピーを超えるB2B取引について、非居住者のオンライン広告会社に発生するデジタル取引に課税する暫定措置として2016年に導入されました。オンライン広告および関連施設に対する課税率は6%で、インド国内のサービス受領者が支払います。

2020年には、オンライン販売やサービス、またはその両方に関する電子商取引事業者にも2%の課税が適用され、範囲が拡大されました。電子商取引事業者とは、商品のオンライン販売やサービスのオンライン提供のためのデジタルまたは電子的な施設やプラットフォームを所有、運営、管理する非居住者のことを指します。電子商取引事業者には、毎年2,000万ルピーの総収入基準が適用されます。

供給やサービスがインドにおける非居住者のPEに関連している場合、またはこれらがロイヤルティや技術サービスの対価として特徴付けられる場合には、課税は適用されません。

4.5 関税

関税はインドに輸入される商品に課されます。また、特定の輸出品にも関税が課されます。関税を支払った商品の再輸出と、その後に輸出される商品の製造に使用される輸入材料には、関税の引き戻しが認められています。

関税率は1975年の関税定率法で定められており、毎年の財政法または特定の通達によって随時改定されます。関税率の最大値は10%です。教育税と高等教育税が廃止された一方で、10%の社会福祉課徴金が2018年財政法において導入されました。この課徴金は基本税率に対して追加で課税されます。さらに、ガソリンと高速ディーゼルの輸入には、道路・インフラ税が適用されます。2021年財政法では、特定の商品の輸入に農業インフラ・開発目的税が導入されました。

輸入関税は、他の税金との相殺が認められておらず、コストとなるため、インドのプロジェクトでは重要なコスト要因になる可能性があります。このようなコストについては、関税の減免措置があれば、ある程度は相殺することができます。

4.6 物品・ サービス税 (GST)

GSTは2017年7月1日から実施されました。GSTは、インド全体で統一された課税方式を導入し、中央および州レベルの旧来の間接税法の多くを包含しました。これらの旧税制には、中央物品税、基本関税を除く関税、サービス税、付加価値税(VAT)、CST、贅沢税、入国税、娯楽税が含まれます。また、政府は、一部の商品やサービスにのみ課される物品サービス補償税を導入しました。

しかし、いくつかの品目は、現時点ではGSTの対象外となっています。ガソリン、高速ディーゼル、航空タービン燃料、天然ガス、そしてアルコール飲料です。不動産も条件付きでGSTの対象外とされています。

これは、目的地主義であり、商品とサービスの供給は、それらが消費された場所で課税され、原産地ではありません。商品とサービスが消費された州がGSTを徴収する権利を有します。消費地を決定するための特別な規定があり、専門的には「供給地」と呼ばれます。さらに、仕入税額控除の仕組みは簡素化され、いくつかの例外を除いて、州内への供給で支払われた適格な仕入税額控除はすべて、GST負債と相殺するために利用することができます。

GSTの登録は、会計年度内の総売上高を基準としています。物品販売の場合、1会計年度の総売上高が400万インドルピーを超えると登録が必要となり、一方、サービスの場合は200万インドルピーが登録の基準となっています。登録の目的には、企業の総売上高が考慮されます。ただし、しきい値に関係なく登録が義務付けられているケースもあります。また、事業を行っている州ごとに登録が必要なため、同一事業者でも複数の登録が必要となります。



GST概要

CGST	中央政府が徴収する 州内の供給へのGST.
SGST	州政府が徴収する 州内の供給へのGST
IGST	州をまたがる供給に対して 中央政府が徴収し、 供給先の州と共有

GST法の特定の規定は、供給が州内か州外かを決定する方法を定めており、その結果、IGSTまたはCGST+SGSTといった税の種類も決定されます。商品とサービスの輸入は、特定の税率でIGSTを徴収します。

税率

基本的に、5つの税率があります。基本的に5つの税率があり、非課税のものから、高級品に適用される最も高い税率である28%まであります。その中間に5%、12%、18%の3つの税率があります。州内供給の場合、税率はCGSTとSGSTに等分されます。物品とサービスの詳細な分類とその税率は、HSNコードに基づいて政府によって通知されています。

重要なコンプライアンス & 手続き



税金の支払いや申告は毎月行わなければなりません。しかし、小規模納税者のために、特定の緩和が提供されています



売上が5億円を超える企業には、電子請求書の発行が義務付けられています。



年次調整表は、経営陣が自己証明することが出来ます。



4.7
物品税

物品税は、商品の製造時に課税され、工場から商品を搬出する際に徴収されます。GSTの導入後、物品税は新法にほぼ吸収されました。しかし、ガソリン、高速ディーゼル、航空タービン燃料、液体天然ガス、圧縮天然ガス以外の天然ガスなど特定の商品には、依然として中央物品税が課せられています。また、消費用アルコールの物品税は各州の管轄であり、州の物品税が課されます。

4.8
中央売上税
(CST) / 付加
価値税(VAT)

VATは、サプライチェーンの様々な段階で付加価値が発生した場合に、商品に課税される消費税です。

各州は独自のVAT法を持ち、その州内での商品の取引に適用されます。州内での販売はVATの対象ですが、州外での販売はCSTの対象となります。


GSTの導入に伴い、CSTとVATはGST に統合されました。しかし、ガソリン、石油粗油、高速ディーゼル、天然ガス、航空タービン燃料、アルコール飲料など、一部の商品はまだGSTの対象外であり、CST/VATは引き続き適用されます。





規制環境





5.1 初期登録

事業活動を開始する前に、様々な当局からいくつかの認可を受ける必要があります。これらのライセンスや承認は、中央政府と州政府の承認に大別することができます。中央政府の認可は事業体固有ですが、州政府の認可は事業所または支店固有です。

登記住所

インドの会社やLLPは、政府当局やその他の利害関係者からの連絡や通知を受け取るための公式住所となる特定の敷地を登録事務所として指定する必要があります。登録事務所は、社名を敷地外の目立つ場所に掲示または貼付ける必要があります。

納税者番号 ('PAN')

PANは10桁の英数字で構成された番号で、所得税当局が発行します。所得税申告書や所得税当局とのやり取りには、PANの記載が義務付けられています。各会計年度に25万インドルピー以上の金融取引を行うインド国内のすべての企業は、PANを取得しなければなりません。

源泉徴収番号 ('TAN')

TANは、源泉徴収義務者全員が取得する必要があります。

輸出入コード ('IEC')

IECはDGFT(商工省商務局・外国貿易部)が発行する10桁の固有コードで、インドからの輸出入を行う際には取得が義務付けられています。

物品・サービス税 ('GST')

GSTはモノやサービスの消費にかかる税金であり、製造から最終消費までのすべての段階で課税され、仕入税額控除を併せて利用できます。

店舗施設法

会社の支店を含むすべての事業所は、各州の店舗・事業所(「SE」)法に基づく登録が必要です。この法律は、労働時間、休憩時間、開店・閉店時間、週休日、雇用主による記録管理など、従業員の勤務条件について規定しています。

プロフェッショナル税

一部の州では、しきい値の適用可能性に応じて、企業がプロフェッショナル税に登録することを定めています。この仕組みにより、企業は賃金や給与の支払い時に一定の金額をプロフェッショナル税として控除する必要があります。

5.1.2 取締役

納税者番号 ('PAN')

居住ステータスに関係なく、全ての取締役はPANを取得する必要があります。

デジタル署名証明書 ('DSC')

全ての取締役および承認された署名者は、ウェブベースの取引、ウェブフォームへの署名、電子入札書類、所得税申告など、日常的なオンラインでの報告のためにDSCを取得する必要があります。

取締役識別番号 ('DIN')

全ての取締役やLLPのパートナーはDINを取得する必要があります。



5.1.3 工場設立

工場設立手続きは3段階で構成されます。

建設前段階
実現可能性の検討
立地調査
工業用地の調査
工業用建物の調査
商業及び経営管理
財務管理
プロジェクトの中間管理
法務コンプライアンス
法的認可/ライセンス & 登録
技術的プロジェクトマネジメント
用地調査&取得
建設計画
エンジニアリング概要の策定
建設業者や設計コンサルタント、法務等コンサルタントの選定
土木やPEB、電気、給排水、空調などの業者の選定

工場設立の初期段階で、作業工程を可視化し、構築することが重要です。

- プロトコルの設計
- 計画及び予算策定
- 書類作成
- オンサイト/オフサイト管理
- 現地コーディネーション
- 定期報告



第1段階

- 立地調査
- 州支援規定

実現可能性の調査

実現可能性の調査には、工場設立のための候補地を確定する立地調査も含まれます。これは、長期的な成長と維持に不可欠な規制、地理的、人口統計的な調査を含みます。

立地調査

立地の決定には次の項目が重要な要因と考えられます。

- インフラ/周辺環境: 公共事業、交通、社会、
- サプライヤー、産業
- 人材の確保: ブルーカラー、ホワイトカラー、管理職、離職率
- 費用: 土地、光熱費等、人件費
- アクセス: 顧客、サプライヤー
- 政治的安定性: ビジネスのしやすさ

州支援規定

該当のプロジェクトが、国がそのセクターの製造を誘致する意図があり一定の条件を満たす場合、企業は一定の優遇措置を受けることができます。

- 州税の免除
- GSTに代わる投資助成
- 利子への助成
- 電力料金の割引
- 雇用助成
- 財務サポート

第2段階

投資及び建設

- 用地取得
- 産業ライセンス-
- 産業事業者覚書 (IEM)

用地取得

用地取得を進める上では、次の項目を検討する必要があります。

- 現地訪問
- 土地の調査
- 土地の権利、担保、抵当権の確認
- 土地の登記手続き

産業ライセンス

以下の業種を除くすべての製造業は、産業用ライセンスの取得が免除されます。

- 主要雇用者登録
 - 環境承認
 - 承認
 - 工場地区の承認
 - 火薬類ライセンス
 - ディーゼル発電機の登録
- 航空宇宙
 - 防衛産業
 - 産業用爆薬
 - 有害化学物質
 - 葉巻、紙巻きタバコ、タバコの代替品

さらに、一部の品目は中小企業 (MSME) のために保証されているため、中小企業に該当しない企業には産業ライセンスの取得が求められます。

産業事業者覚書 (IEM)

産業用ライセンスの取得を免除されるすべての非MSMEカテゴリーの産業事業は、DPIITの産業支援事務局 (SIA) に産業事業者覚書 (IEM) を提出する必要があります。

主要雇用者登録

労働者と契約し雇用するには、各州の労働局に「主たる雇用主」として登録する必要があります

環境承認

すべての製造業は、建設活動を開始する前に環境に関する認可を取得する必要があります。準拠が求められる主な環境法は次の通りです。

- 1986年環境保護法
- 1974年水質 (汚染防止および管理) 法
- 1986年環境保護法
- 1987年大気 (汚染防止) 改正法
- 2011年沿岸規制区域の告示
- 2016年有害およびその他の廃棄物 (管理および越境移動) 規則

特定の事業 (繊維加工、砂糖、なめし革工場など) は、中央環境森林気候変動省 (MOEF) から直接認可を受ける必要があります。その他のプロジェクトは、事業所の所在地に応じて、中央公害防止委員会 (CPCB) または各州公害防止委員会 (SPCB) から環境認可を受ける必要があります。

承認

- 設立同意書:建設開始前に必要
- 操業許可:操業開始前に必要

環境許認可に関するすべての紛争は、ニューデリーに本部を置き、ブネー、コルカタ、ボパール、チェンナイに支部を持つ国家環境法廷 (NGT) に付託されています。

工場地区の承認

建設に着手する前に、1948年工場法に基づき、労働安全衛生局から建物や工場、機械のレイアウトの承認を受ける必要があります。

火薬類ライセンス

火薬類の製造、保有、使用、輸送、安全手順および方法については、石油・火薬類安全機構 (PESO) から火薬類のライセンスを取得する必要があります。2008年の火薬類規則には、火薬類の所持、販売、使用に関する特別規定があります。

ディーゼル発電機の登録

施設に設置される予定のディーゼル発電機は、電気検査官により登録する必要があります。また、ディーゼル発電機は、州公害防止委員会に登録する必要があります。

第3段階 工場ライセンス 操業開始

-
- 工場ライセンス
各種
 - クリアランス

工場ライセンス

製造活動を開始する前に、工場およびボイラー検査部門に登録する必要があります。

工場として登録するには、様々なプラントや機械の配置、生産工程表などを示した詳細な工場レイアウトを提出する必要があります。

各種クリアランス

- 防火クリアランス
- 水力
- 電力

5.2 記録及び 報告



5.2.1 会計

会計には2種類の方法があります。

発生主義

企業の取引、事象および状況の財務的影響が、これは、収益、費用、資産および負債などの取引を、実際の受領または支払いが発生した期間に記録する方法です。企業によって現金が受領または支払われた期間ではなく、それらが発生した期間に関して記録される場合。

現金主義

これは、収益、費用、資産および負債などの取引を、実際の受領または支払いが発生した期間に記録する方法です。

企業は発生主義で会計帳簿を作成することが義務付けられています。

5.2.2 監査

法定監査

インド会社法では、企業はインドの勅許会計士事務所による会計監査を受けることが義務づけられています。

これらの監査済財務諸表は、ROCおよび場合によってはRBIに提出する必要があります。製造業の場合、物品税当局や州の付加価値税当局により、監査済財務諸表の提出が求められます。

内部監査

所定の企業は、内部統制の認証を受ける必要があります。企業は、この機能を勅許会計士事務所に委託することも、自社でチームを立ち上げることもできますが、後者は大企業で行われる傾向にあります。

原価監査

完成品を取り扱う産業は、原価会計士による原価監査記録の監査を義務付けられています。

純資産、売上高、証券取引所への上場に関する一定の基準を満たした場合のみ対象となります。

原価コンプライアンス

原価監査の対象とならない、製造、加工、採掘、生産に従事し、上記の基準値を満たすその他の企業は、原価会計士の正式な証明を受けた原価遵守報告書を提出しなければなりません。

税務監査

売上高が1億インドルピーを超える企業は、インドの所得税法の特別な規定に基づいて税務監査を受け、インド勅許会計士協会による証明書を取得する必要があります。

5.2.3 報告

全ての企業は次の書類を提出する必要があります。

- 年次申告 - 会社は、年次総会開催日から60日以内に年次報告書を作成し、ROCに提出することが義務付けられています。年次報告書には、株主、取締役、および前回の年次総会からの変更点の詳細が記載されます。
- 財務諸表 - 会社は、監査済みの貸借対照表、損益計算書、取締役会報告書、監査役会報告書を、年次総会から30日以内にROCに提出することが義務付けられています。
- 法人税申告 - 税務調査報告書および移転価格報告書(該当する場合)を添付して、税務当局に毎年提出する必要があります。
- 製造業の場合、業務(機械の使用状況、燃料や火薬の保管状況など)や労務管理(時間、休日、シフト、報酬、事故、賃金など)について、さまざまな中間・年次報告書を提出する必要があります。



主な期日

会社法	期日
取締役会 →	1年に4回開催する必要があります。それぞれの取締役会は120日以内に開催する必要があります。
年次総会 →	会計年度末から6か月以内。
ROCへの年次報告 →	年次総会から6か月以内
税務	
法人税申告 →	9月30日 / 11月30日
税務監査報告書 →	9月30日 / 11月30日
移転価格報告書 →	11月30日
TDS申告 (源泉徴収税) →	四半期 (それぞれ月末31日まで)
個人確定申告 →	7月31日
個人確定申告 →	毎月7日
GSTR-1 →	翌月11日 (月) まで
GSTR-3B →	20, 22, 24日 (毎月) 売上高や州により異なる
GSTR-9 (年次申告) →	年度末の12月31日まで
GST納付 →	申告時

* 移転価格報告が必要な場合

** オンライン納付または直接納付

5.3 会社法記録

全ての会社 (公開・非公開を問わず) は、会社法に則った記録と登録を保持しなければなりません。

登録

維持することが必要な登録および記録は次の通りです。

- 従業員の登録
- 取締役の登録
- 契約の登録
- 変更点等の登録
- デポジットの記録
- 社債権者名簿
- 株券電子化・複製の登録
- スウェットエクイティの登録

- 料金表と料金請求書
- 買戻し有価証券の登録
- 取締役及び主要経営陣の登録('KMP')
- 貸付金、保証金、担保および出資金の登録

議事録

会社は、定期的に取り締役会、株主総会、委員会などを開催することが義務付けられています。このような会議の議事録は、会社の登記住所に記録され、保管されなければなりません。

- 取締役会
- 株主総会
- 債権者集会
- 社外取締役

通知および承認

特定の出来事は、ROC に通知する必要があります。

- 取締役・常務取締役の選任・辞任について
- 法定監査人の変更
- 会社の登記住所の変更
- 定款・付属定款の変更
- 資本再編
- 会社閉鎖
- 2013年会社法に基づくその他出来事

5.4 その他

新労働基準では、散在するすべての雇用法が次の4つの基準に置き換えられます。

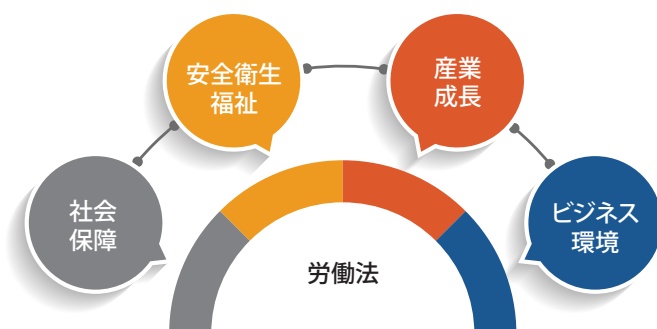
5.4.1 雇用法

- 2020年社会保障コード - 従業員積立金、従業員保険、従業員補償、謝礼、出産給付などの問題をカバーしています。
- 2020年労働関連法-労働組合、産業施設または事業における雇用条件、労使紛争の調査および解決、ならびにそれらに関連または付随する事項に関する法律。



- 2020年労働安全衛生および労働条件規則 (OSH Code) - 雇用される従業員の安全衛生および労働条件、ならびにそれらに関連または付随する事項を規制しています。
- 2019年賃金規則 (Code on Wages) - 最低賃金や賞与の支払いに関する規則

一方、現行法の主要条項のうち、関係するもの、および新労働法の下での影響についての概要は次の通りです。



電子化	機会均等	労働組合	ガバナンス、管理責任
Shram Suvidhaポータルサイトに関連情報を一元化し、デジタル上で情報の可視化	性別による差別をせず、すべての労働者に平等かつ公平な処遇を行う。	労働組合の登録、管理、交渉、紛争解決保護	1つの登録 1つのライセンス規則毎に1つの申告

従業員積立基金及びその他関連法

従業員積立基金 (EPF) は、従業員が毎月基本給の一部を拠出する退職給付制度です。雇用主は、従業員の拠出金と同額を基金に拠出します。

従業員20人以上の組織はすべてEPFOに登録することが求められています。従業員20人以上の事業所で働き始めると、個人(従業員)と雇用主の双方が基本給の12%をEPF口座に拠出することが義務付けられています。

新労働法における変更

雇用主がPFを拠出する際の通常のレートは12%から10%に引き下げられましたが、特定の雇用主は免除を求めることが認められています。

社会保障/SSA

社会保障協定は、他国へ赴任する労働者の社会保障負担を承認する二国間文書です。自国での雇用契約を終了することなく、雇用主から他国に出向させられた従業員は、自国での社会保障負担が継続されます。海外赴任のため、受入国の社会保障法のもとで社会保障費を負担することが求められることもあります。SSAがない場合、母国外で拠出した保険料は、受入国からの出国時に引き出すことが制限されます。SSAは母国と受入国の社会保障法の下で二重適用されることを防止する協定です。

SSAは次の3点をカバーしています。



分離
社会保障
費の二重
徴収の防止



国際間送金
社会保障の
国際送金の
許可



集計
拠出期間
の集計
(二国内)

インドは18カ国と二国間社会保障協定(SSA)を結んでおり、短期間海外で働く専門家や技能労働者の利益を保護しています。

退職金支払法

この法律は、10人以上の労働者を雇用するすべての工場、会社、その他の事業所に適用されます。この法律では、100万ルピーを上限に、勤続1年ごとに15日分の賃金を支払うことが規定されています。季節的な事業所では、各期間の7日分の賃金が支払われます。

新労働法における変更

本法は任期付雇用にも適用されることとなり、雇用期間が5年未満の従業員の場合は、比例配分方式で支給されることとなります。また本法では、雇用主が任意の保険会社に退職金基金を運用させることを認めています。

従業員国家保険法 (ESI)

ESI制度は、この制度の対象となる従業員を、病気や障害、業務上の災害による死亡から生じる経済的苦境から保護するために考案された、総合社会保障制度です。

ESI制度は、法律で定義される全ての工場やその他の事業所に適用され、その事業所で雇用される10人以上の受益者の月給が21,000ルピーを超えない場合は制度の対象となります。

新労働法における変更

引き続き、2020年社会保障制度の一部です。

紛争

紛争解決の主な手法は、団体交渉、調停、調査、仲裁、裁判です。特に雇用の安定は、不当な解雇や免職を産業界で裁き、違法に解雇された労働者の復職を保障することによって守られてきました。団体交渉は、雇用に関する紛争を労働組合と経営者の間で友好的、平和的、自主的に解決するための主要な手法です。



労働紛争法

1947年労働紛争法 (ID法) は、あらゆる産業施設における労働争議の調査および解決に適用されます。ID法では、雇用者と労働者からなる労働委員会を設立し、雇用者と労働者の間の友好と良好な関係を確保・維持するための措置を推進し、重大な意見の相違を解決するよう努めることを定めています。工業施設を閉鎖しようとする雇用者は、その閉鎖理由を通知し、少なくとも閉鎖を予定する日の90日前までに事前の許可を得る必要があります。

新労働法における変更

- 穏便な解決の重視

本規定は、規定された期限内に社内で紛争を解決することを奨励しています。100人以上の労働者を雇用する産業施設は労働者委員会を、20人以上の労働者を雇用するすべての施設は苦情処理委員会 (GRC) を構成することが義務付けられており、この委員会は比例して女性の代表者を配置する必要があります。

- 手続きの期限

権利を侵害された労働者は、紛争発生から1年以内にGRCに申請することができ、30日以内に手続きを完了される必要があります。それができなければ、調停官に申請することができます。従業員が解雇された場合や人材の削減等により雇用が停止された場合、2年間で経過する前であれば裁判所に申請することができます。

- Standing Orders (就業規則)

統一性を持たせるため、Standing Orders (就業規則) の作成は300人以上の労働者を雇用するすべての産業施設に適用されます。





労働組合

1926年労働組合法は、インドにおける労働組合の登録とその保護について定めています。さらに、労働組合法は、登録の方法、申請、労働組合の規則に含まれる規定、労働組合員の最低要件、労働組合の権利と責任など、登録労働組合に関する法規制を規定しています。

新労働法における変更

単独交渉組合（「SNU」）または交渉評議会（「NC」）という概念が導入されています。複数の労働組合がある場合、労働者の51%を代表する労働組合がSNUとして承認されます。SNUが存在しない場合、少なくとも20%の労働者を有する各組合の代表からなるNCが構成されるものとされます。SNUまたはNCによって協定が締結された場合、その協定は労働者に適用されます。

ヒューマンリソース - 雇用 & 管理



	現行法での基準	提案された 新労働法での基準
基本労働時間	9時間	8時間
勤続5年以上の 従業員の退職に伴う 退職金	10.7週間分の給与	15日分の給与
勤続1年の 従業員の退職に伴う 退職金	2.1週間分の給与	15日分の給与
時間外労働に対する賃金	100%	100%
最低給与 (INR/月)*	2500	未経験 - 11,000
		セミスキル - 11,500
		経験者 - 12,500
		ハイスکیل - 13,500
最低休憩時間	5時間毎に30分	1日につき1時間
最大時間外労働時間	1年につき200時間	四半期毎に125時間
普通解雇における 政府承認	従業員100人以上の 事業所は事前承認 が必要	従業員300人以上の事業所 は事前承認が必要
整理解雇の可否	政府承認に基づき可	政府承認に基づき可

* 既存の法律では最低賃金は一定ですが、提案されている労働基準法では産業やスキルによって最低賃金が異なります。

雇用と解雇

雇用と解雇は雇用契約によって規定されますが、ID法は違法なストライキやロックアウト、不当な労働行為、解雇や再雇用に関する規定、そしてその補償金などを含む不当労働行為の禁止を定めています。

新労働法における変更

• 閉鎖、レイオフ、人員削減

以前は、事業所は100人以上の労働者を雇用する場合、政府の事前承認が必要でした。その上限が300人に引き上げられました。

• ストライキとロックアウト

- 労働者はストライキを行う前に60日前に雇用者に通知する必要があります。
- 労働者は、調停、審判、仲裁の手続き期間中はストライキを行うことができません。
- ストライキには、1日の50%以上の労働者による協調的な就労拒否または臨時休業が含まれます。
- 雇用者はロックアウトの60日前に通知する必要があります

5.4.2 競争法

2002年に制定された競争法は、インドにおける競争法を規定し、自由で公正な競争を確保し、反競争的な商習慣を防止・処罰するための法的枠組みや手段を提供しています。

この法律は、インド競争委員会 (CCI) を通じて管轄・実施されることが求められています。

5.4.3 1999年外国 為替管理法 (FEMA)

インドでは為替管理に関する規制があります。1999年外国為替管理法 (FEMA) は、インドの対外貿易、支払、外国為替市場を管理する主要な法律です。この法律は、外国為替取引、経常取引、商品とサービスの輸出、外国為替の換金と送金、外国為替や外国証券を取引する適格な対象者などに関する手続きを定めています。

5.4.4
2006年食品
安全基準局法
(FSSA)

食品安全基準局法は、食品の安全性と規格に関するすべての事柄について、複数の段階かつ複数部門による管理から、単一の指令系統へ移行し確立することを目的としています。同法は、独立した法定機関であるインド食品安全基準局 (FSSAI) を設立し、食品の科学的基準を定め、その製造、保管、流通、販売、輸入を規制しています。

FSSAIは、インドで食品ビジネスを行う場合、ライセンスの取得を義務付けています。





会社清算

会社やLLPといった法人は、もはや活動的でなくなったりあるいは運営することができなくなった場合、清算する必要があります。清算/解散は、深刻なコンプライアンス違反や純資産価値の低下、その他同様の状況に陥った場合に選択される手段です。清算手続きには、債権の決済、債権を含む全資産の換価、商務上の代金、法定の代金、雇用に係る負債などの全債務の支払いが含まれます。会社が清算されると、会社は正式に解散し、存在なくなります。

6.1 任意清算

会社の株主は、取締役会および株主総会で必要な決議を行うことにより、会社の清算を開始することができます。この手続きは、倒産専門家 (Insolvency Professional) と呼ばれるライセンスを持った専門家によって管理されます。

2016年倒産・破産法に基づく任意清算の決議は、会社が負債の清算が可能な状態にあり、債権者を詐取するための清算でなく、かつ不正行為の調査が行われていない場合にのみ行うことができます。

すべての債務を決済した後、商業登録を抹消し、銀行口座に残った剰余金を株主に分配します。その後、会社またはLLPの解散命令を出すために、国立会社法審判所 (以下、「審判所」) に申請を行います。

この手続きは概ね12か月～18か月ほど要します。



CLOSED

6.2 強制清算

以下の手続きや関係者の申請により、裁判所を通して会社を強制清算することができます。

- 会社清算の決議が完了していること。
- いずれかの株主
- 会社登記局
- 政府から承認を受けた者

次のいずれでも清算の申立の提出が可能です。

- 会社が特別決議を行った場合
- インドの主権と統合の利益に反する行為を行った場合
- 会社の業務が不正に行われたと、審判所により判断された場合
- 直近、連続する5会計年度の財務諸表または年次報告書の提出を怠った場合。
- 審判所が会社を清算すべきと判断した場合

強制清算では、清算人が政府によって任命されるため、会社およびその経営陣は、タイムラインや手続きに対する権限や統制を持つことはできません。

この手続きはおおよそ2~4年程要します。

6.3 駐在員事務所 支店/プロジェクト オフィスの 閉鎖

外資系企業の場合、完全な閉鎖手続きを行うことがお勧めされます。これは、将来インドで新しい会社を設立するための申請を評価する際に、信用を高めることに繋がります。

• インド企業省 (MCA)の承認

事業者は、MCAからインドにおける事業所設立の証明書を取得しています。事業所を閉鎖する際には、従前より事業者は必要なコンプライアンスを遵守し、事業所閉鎖の申請を行わなければなりません。MCAは、過去のすべてのコンプライアンスと報告が適切に行われており、定期的にMCAにそれらが報告されている場合、閉鎖申請を承認します。

• 商業登録の抹消

物品・サービス税やプロフェッショナル税、店舗施設法、従業員積立基金などの商業登録を抹消する必要があります全て

の債務・負債を清算し、清算が承認されたレターを取得することが求められます。

- **AD銀行からの承認**

承認取引銀行（AD銀行）は、年次報告書や年次活動証明書など、過去のすべてのコンプライアンスを確認し、監査人へ証明書の提出を求めます。

- **所得税に係る異議なしの証明書**

支店やプロジェクトオフィスの場合、AD銀行は所得税についての未払い無しの証明書（NOC）の提出を求めます。そのため、AD銀行に相談される前に、その作成手続きを行う必要があります。

- **口座残高の送金**

銀行口座の残高剰余金を本社に送金し、銀行口座を閉鎖します。

- **清算の承認レター**

これらの手続きがすべて完了すると、AD銀行/インド準備銀行からインドにおける清算の承認レターが発行されます。



用語集

APA
事前確認制度

AGM
年次総会

BEPS
税源浸食と利益移転

BO
支店

CbCr
国別報告書

DSC
デジタル署名証明書

DGFT
商工省商務局・外国貿易部

DIN
取締役 識別番号

DTAA
二重課税防止協定

EPF
従業員 積立基金

ESOPs
従業員ストックオプション

ESI
輸出志向型企業

EOU
技術サービス料

FTS
技術サービス料

FSSAI
インド食品安全基準局

FDI
外国直接投資

FEMA
外国為替管理法

FII
海外機関投資家

FPI
外国ポートフォリオ投資

GST
物品 サービス税

HSN
統計品目番号

IEC
輸出入コード

INR
インドルピー

IPR
知的財産権

JV
ジョイントベンチャー

LO
駐在員事務所

LLP
有限責任事業組合

MAT
最低代替税

MCA
インド企業省

MFN
最恵国

OECD
経済協力 開発機構

PAN
納税者番号

PE
恒久的施設

PLI
生産連動型優遇策

PO
プロジェクトオフィス

ROC
会社登記局

RBI
インド準備銀行

SEBI
インド証券取引委員会

SEZ
経済特区

TAN
源泉徴収番号

TDS
源泉徴収税

TP
移転価格税制

WOS
完全子会社

著者



Himanshu Srivastava
パートナー

ビジネスアドバイザー

himanshu.srivastava@asa.in



Sundeep Gupta
パートナー

会計・ビジネスサポート

sundeep.gupta@asa.in



Sunil Arora
パートナー

税務

sunil.arora@asa.in



Kim Collaco
エグゼクティブ・ディレクター

エンタープライズ戦略

kim.collaco@asa.in

JAPAN DESK



Himanshu Srivastava

Head Japan Desk

himanshu.srivastava@asa.in



Satoshi Noguchi

Japan Desk

noguchi@scsglobal.co.jp



Kotaro Kubita

Japan Desk

kotaro.kubita@asa.in



会社概要



ビジネス戦略、会計、税務、財務・マーケティング分析の専門家による総合サービスファーム

専門分野に特化して構成されたチームと、優れた経験を持つリーダーのもと、インド全土に渡って優れた顧客サービスを実現。

弊社サービス

- 会計・ビジネスサポート
- 監査・保証業務
- ビジネスアドバイザリー
- DX (デジタル・トランスフォーメーション)
- 税務
- トランザクション・アドバイザリー

ASA Corporate Catalyst India

New Delhi (Corporate Office)

Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

Ahmedabad

306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

Bengaluru

53/B, LOLS Citadel Level 2 & 3
1st Main Road, 3rd Phase
Sarakki Industrial Layout
J P Nagar, Bengaluru 560 078 INDIA
T +91 80 4907 9600

Chennai

Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

Gurgaon

Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

Hyderabad

Vasavi's MPM Grand
11th Floor, Unit No 1204
Yella Reddy Guda Road, Ameerpet
Hyderabad Telangana 500 073 INDIA
T +91 40 2776 0423

Kochi

Pioneer Tower
207-208 Second Floor, Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

Mumbai

Lotus Corporate Park
D-401, CTS No.185/A
Graham Firth Compound
Western Express Highway
Goregaon (East)
Mumbai 400 063 INDIA
T +91 22 4921 4000

National Affiliates

Bhubaneswar, Chandigarh, Pune and
Vishakhapatnam

International Affiliates

Algeria, Argentina, Australia, Austria,
Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada,
China, Denmark, Egypt, France, Finland,
Germany, Hong Kong, Hungary, Israel,
Italy, Japan, Luxembourg, Malaysia,
Mexico, Morocco, New Zealand,
Netherlands, Norway, Poland, Portugal,
Romania, Saudi Arabia, Singapore, South
Africa, Spain, Switzerland, Sweden,
Thailand, Tunisia, Turkey, UAE, UK,
USA, Vietnam



インド・トップ10

プロフェッショナル・ファーム



1000名
専門家

6000
顧客

60+
拠点

35 取締役
& 顧問

32 年間

インド国内主要8拠点に取締役主導の拠点

18か所のインド拠点と6か所の海外デスク、そして国際的な提携関係により、各地域の専門知識を活かしたグローバルスタンダードを保証。



免責事項: 当社は、本書に記載されている情報が信頼できる情報源から入手され、正確であることを保証するためにあらゆる手段を講じました。しかし、本書は法律、税務、会計、その他の専門的なガイダンスを提供することを意図したものではありません。特定の問題に対して行動を開始する前に、適切な助言を受けることを推奨いたします。